



2026年6月25日

各 位

会 社 名 第一交通産業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 亮一郎  
(コード番号 9035 福証)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

＜対象取締役（以下に定義します。）及び親会社の役職員を兼務するものを除く当社子会社の取締役（以下、「当社子会社の取締役Ⅰ」といい、対象取締役と併せ「対象取締役等」と総称します。）向け＞

(1) 処 分 期 日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 61,000株
(3) 処分価額	1株につき730円
(4) 処分総額	44,530,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 8名 53,500株 当社子会社の取締役Ⅰ 16名 7,500株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書の提出は不要となります。

＜当社の従業員並びに当社子会社の取締役Ⅰを除く当社子会社の取締役（以下、「当社子会社の取締役Ⅱ」といいます。）及び当社子会社の幹部従業員（以下、当社の従業員及び当社子会社の取締役Ⅱと併せ「対象従業員等」と総称します。）向け＞

(1) 処 分 期 日	2026年9月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 32,300株
(3) 処分価額	1株につき730円
(4) 処分総額	23,579,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員並びに当社子会社の取締役Ⅱ及び当社子会社の幹部従業員 128名 32,300株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書の提出は不要となります。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年6月26日開催の第60期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、年額120百万円以内の金銭債権を支給し、年15万株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、対象取締役に加え、当社の幹部従業員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び幹部従業員（以下、対象取締役と併せて「割当対象者」と総称します。）に対して、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における福岡証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各割当対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計68,109,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式93,300株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者152名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

## 3. 本割当契約の概要

### <対象取締役等向け>

#### (1) 譲渡制限期間

2026年7月24日（以下「本処分期日I」といいます。）～2056年7月23日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が継続して以下に定める地位であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

対象取締役：当社の取締役の地位

当社子会社の取締役I：当社子会社の取締役Iの地位

#### (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

##### ① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が上記（2）で定める地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点で、譲渡制限を解除します。

## ② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日Ⅰ（ただし、対象取締役等が当社の幹部従業員の場合には、本処分期日Ⅰの属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

## (4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得します。

## (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日Ⅰ（ただし、対象取締役等が社の幹部従業員の場合には、本処分期日Ⅰの属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

## (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

## <対象従業員等向け>

### (1) 譲渡制限期間

2026年9月25日（以下「本処分期日Ⅱ」といいます。）～2056年7月23日

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が継続して以下に定める地位であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

当社子会社の取締役Ⅱ：当社子会社の取締役Ⅱの地位

当社の従業員及び当社子会社の幹部従業員：当社又は当社子会社の従業員の地位

### (3) 譲渡制限期間中に、対象従業員等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

#### ① 譲渡制限の解除時期

対象従業員等が上記（2）で定める地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点で、譲渡制限を解除します。

#### ② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日Ⅱ（ただし、対象従業員等が当社及び当社子会社の従業員の場合には、本処分期日Ⅱの属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から対象従業員等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

#### (4) 当社による無償取得

対象従業員等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得します。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日Ⅱ（ただし、対象従業員等が当社又は当社子会社の従業員の場合には、本処分期日Ⅱの属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

#### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の福岡証券取引所における当社の普通株式の終値である730円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上

問合せ先 総務部広報担当

TEL 093-511-8811